

日立市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年6月14日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

租税特別措置法の改正に伴い、引用条項を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例の一部を改正する条例

日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表5その他の表第8項中「、第63条第3項第7号イ若しくは第68条の69第3項第7号イ」を「若しくは第63条第3項第7号イ」に、「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」を「若しくは第63条第3項第5号イ」に改め、同表第9項第1号中「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に改め、同項第2号中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。